

(平成22年10月6日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認佐賀地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
国民年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
国民年金関係	1 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和59年2月、63年12月及び平成元年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年2月  
② 昭和63年12月及び平成元年1月

昭和54年8月ごろに国民年金に加入し、その後は、厚生年金保険と交互に加入していた。厚生年金保険を資格喪失した時は、社会保険資格喪失証明書をもらいA町役場（現在は、B市役所）に自分が出向き、空白期間が無いよう国民年金の加入手続を行ってきた。

手続を行った際、A町役場の担当者が国民年金手帳に国民年金資格取得年月日等を記載していた。

申立期間の国民年金保険料はA町役場からもらった納付書で、同役場内の金融機関か自宅近くの同金融機関で納付した。

厚生年金保険から国民年金への切替は必ず手続を行い、国民年金保険料もすべて納付してきたはずなのに、申立期間が未加入期間とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の同記号番号の前後の任意加入被保険者の資格取得年月日から昭和54年8月ごろ払い出されたことが推認でき、申立人は申立期間以外の厚生年金保険から国民年金への切替手続を適切に行っている。

また、申立人は、申立期間について自ら社会保険資格喪失証明書を持参してA町役場に出向き国民年金の加入手続を行い、役場の担当者から国民年金手帳に加入年月日を記載してもらったと供述しているところ、申立人の国民年金手帳及びA町の被保険者名簿には、申立期間の国民年金加入記録が記載されてい

ることが確認できることから、申立内容に不自然な点は見られない上、申立人の申立期間に係るオンライン記録については、申立期間に係る記録追加が平成22年7月15日に行われていることから、社会保険事務所（当時）において、申立人の国民年金記録管理が適切に行われていなかったことがうかがわれる。

さらに、申立人は、申立期間以外の国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間も3か月と短期間であり、申立人の夫は申立期間に係る国民年金保険料をすべて納付していることから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していないとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 佐賀国民年金 事案 487

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和51年2月から同年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年2月から同年5月まで

昭和51年2月から同年5月までは国民年金の未加入期間となっているが、会社を退職した都度、国民年金の加入手続を行った。申立期間当時、居住していた地区の婦人会による国民年金保険料の集金が行われており、毎月、婦人会の役員を通じて夫婦二人分の保険料を納付していた。

申立期間について、国民年金の未加入期間とされていることに納得がいかない。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録及び特殊台帳によると、申立人は昭和50年3月16日に国民年金の資格を喪失しており、申立期間中に国民年金に加入したとする記録は無く、ほかに申立人が国民年金に加入していた形跡をうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間は、国民年金の未加入期間とされており、申立期間に係る国民年金保険料の納付書は作成されることは無く、申立人は申立期間の保険料を納付することができなかつたものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立人が申立期間の国民年金の加入手続を行えば、申立人の妻の国民年金の被保険者種別が「任意」から「強制」に変更されるべきであるが、申立期間について、申立人の妻の種別変更は行われていないなど、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。